

# 鳥取縣公報

## 規則

### ◇鳥取縣規則第五十三号

鳥取縣職員の停年に関する規程の一部を次のように改正する。

昭和二十四年六月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 第五條を次のように改める。

第五條 この規程の適用の日に滿五十五才となつてゐるものについては、昭和二十四年七月三十一日まで昭和二十四年八月三十一日まで、滿五十五才になるものについては、同年八月三十一日まで、それぞれその在職を延長することができる。

### 一 附 則

第六條 この改正規程は昭和二十四年七月一日から施行

本署ノ大 八國定規格A5理

昭和二十四年六月二十四日 金 曜 日  
第 二 千 二 十 二 号

### ◇鳥取縣規則第五十四号

理容師法施行細則（昭和二十三年七月二十七日公布第四十三号）を改正する縣規則を次のように定めた。

昭和二十四年六月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 理容師法施行細則

第一條 法とは理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）を省令とは理容師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十一号）をいう。

第二條 省令第一條の規定による理容師又は美容師の免許を受けようとする者は別記様式第一号により知事に申請しなければならない。

第三條 省令第三條の規定による理容師名簿は別記様式

鳥取縣公報 毎週 曜日発行（休日ニ當ル） 昭和二十四年六月二十四日 第三種郵便物認可

00666

第二号による。

第四條 省令第四條の規定による登録事項を変更したときは別記様式第三号により知事に届け出なければならぬ。

第五條 省令第五條の規定による業務を行おうとするときは別記様式第四号により知事に届け出なければならぬ。

第六條 省令第六條の規定による理容師免許証再交付を受けようとする者は別記様式第五号により知事に申請しなければならぬ。

第七條 省令第七條の規定による理容師免許の取消を受けようとするときは別記様式第六号により知事に提出しなければならぬ。

第八條 省令第九條の規定による申請書は正副式通を提出しなければならぬ。

第九條 省令第十六條第一項第二号の規定による理容所の指定を受けようとするときは別記様式第七号により申請書を知事に提出しなければならぬ。

第十條 実地習練施設にあつては理容師として三年以上実務に従事しかつ理容技術に熟練した者が直接習練者の指導に当らなければならぬ。

第十一條 省令第十六條第二項第二号の規定により実地習練施設を指定したときは別記様式第八号の指定書を作成する。但し指定を受けた後施設その他に変更があつたときは十日以内に指定書を知事に返納しなければならぬ。

第十二條 実地習練者(以下習練者という)定数は理容にあつては理髪用椅子一個につき一人美容にあつてはパーマネントウェーブ機一個につき二人とする。

第十三條 習練者は自己の選択する実地習練施設(以下施設という)で習練を受けることができる。但し習練の希望者がその定数を超過する場合は施設の長は口答試験又は抽せんによりこれを定めることができる。

前項の規定による習練者が施設を選択することができない旨申し出たとき知事は鳥取縣理容師実地習練協議会と協議の上決定する。

00667

第十四條 実地習練の科目は理容器具の取扱、消毒法、その他理容技術に附随する業務及び理髪については頭髮の刈込、顔そりその他、理髪技術、美容についてはパーマネントウェーブ、結髪、化粧その他美容の技術とする。

第十五條 習練者が中途においてその習練を変更しようとするときは所在地の保健所長から実地習練に関する証明書(実地習練の期間を記載した)の交付を受けあらたに受けようとする施設の長に提出しなければならぬ。

前項の習練者が施設の選択についてこの規則第十一條を適用する。

第十六條 施設の長は習練者を家事その他実地習練に関係のない業務に従事させてはならない。

第十七條 施設の長が習練者につき知事に提出する実地習練の開始中止及び修了の届は別記様式第九号による。

第十九條 省令第十八條の規定による修了証書は別記様式第十号による。

第二十條 実地習練施設の指定及び習練者の配置その他実地習練に関する重要事項を円滑に処理するため縣に鳥取縣理容師実地習練協議会をおく。

第二十一條 省令第二十九條の規定による理容所を開設しようとする者は別記様式第十二号により知事に届け出なければならぬ。

前項の理容所開設届があつたときは別記様式第十三号による理容所台帳に登録し別記様式第十四号の理容所開設届出済証を交付する。

第二十二條 理容所を廃止したときは十日以内に廃止届に理容所開設届出済証を添えて知事に返納しなければならぬ。

第二十三條 法第八條第一項、第三号及び省令第三十一條の規定によるの外次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一、客用刈布は清潔な布を用いること。

00668

- 二、作業中は清潔な作業衣を着用すること。
- 三、指爪は常に短かくし作業着手前一客ごとに手指の消毒をすること。
- 四、顔面作業中は完全な「マスク」を用いること。
- 五、枕及び椅子は布で覆い常に清潔にし枕当は清潔な紙を用い一客ごとに取り替えること。
- 六、垢取及びビクシはその歯先の円滑なものを用いること。
- 七、革砥は消毒したものを使用すること。
- 八、耳毛又は鼻毛をそらないこと。
- 九、客の求めがあつたときは更に機械器具類の消毒をすること。
- 十、衛生上害あると認められるソリニューシカン及び化粧品又はこれに類するものはこれを使用しないこと。
- 十一、ソリニューションを使用してパーマントウェーブを行った後は完全に洗髪すること。
- 十二、電氣による危害防止に努めること。
- 十三、酒氣を帯びて作業をしないこと。

- 十四、応急薬品(稀ヨードチンキ又はマーキユロクロム液、オキシドール、硼酸軟膏、ヨードホルム散、脱脂綿等)を常備すること。
- 第二十四條 理容所の開設者は理容所につき法第十二條第一号乃至第三号及び省令第三十三條の規定によるの外次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一、理容所及び美容所は一定の区画をもうけ居室と区別すること。
- 二、理容所の面積は待合所を除き椅子一脚につき八、六平方米以上とし一脚を増すごとに三、三平方米以上を加えること。
- 三、省令第三十三條第一項第一号の規定による腰数は床から〇、八米とすること。
- 四、理容所は室面積の四分の一に相当する部分を外氣に開放し得ること。但しこれに代るべき適当な換氣装置があるときはこの限りでない。
- 五、理容所の天井は床面より二、五米以上とすること。
- 六、消毒しない器具類及び布を収める容器並びに消毒

00669

- 場所を設けること。
- 七、貯水槽を用いる場合は適当な蓋を設け毎日その水を取り換え内部を掃除すること。
- 八、便所はそ族防除装置を完備するとともに清潔を保持し、週一回以上消毒すること。
- 九、二十「ワックス」以上の光束を有する照明装置を設けること。
- 第二十五條 前條第一項第五号の規定は地方の実状により知事はしんしやくすることができ。
- 第二十六條 理容所内のみやすい場所に理容師免許証、理容所開設届出済証、実地習練指定理容所、店格等級表、料金表、休日及び従業時間表を表示しなければならぬ。

- 第二十九條 前條の試験を受けようとする者は様式第十五号により受験願を掲出しなければならない。
- 第三十條 省令第三十七條第三項の規定による実地試験の科目を次のように定める。
- 一、理髪師試験
  - 1、頭髪整容技術
  - 2、顔面整容技術
  - 3、消毒法
- 二、美容師試験
  - 1、頭髪整容技術
  - 2、顔面整容技術
  - 3、電氣機具の取扱
  - 4、消毒法
- 第三十一條 省令第三十八條の規定による合格証書は別記様式第十六号による。

附則

第二十七條 この規則は公布の日からこれを施行する。

第二十八條 省令第三十七條の規定による理髪師試験及び美容師試験(以下試験という)の期日、場所はその都度これを告示する。

三百円  
収入印  
紙貼用

様式第一号

理髮師(美容師)免許証交付申請書  
住所 本籍 氏名  
年 月 日 生

一、業務種別

理髮師(美容師)の免許を受けたので理容師法施行規則第一條の規定により必要書類を添えて申請する。

鳥取縣知事宛

右 氏 名

様式第二号

登録年月日

年 月 日 氏

免許証番号

第 号

本籍

年 月 日 氏 名

住所

卒業した養成施設の名称及び卒業年月日又は理髮師試験若しくは美容師試験施行の都道府県名及び試験合格の年月日

実地修練の場所及び実地習練終了年月日

免許の取消の事由及び年月日又は業務の停止の事由期間及び年月日

様式第二号 裏面  
免許証の再交付の事由及び年月日

備考

様式第三号

理容師住所変更届  
本籍 氏名

一、新本籍(同上住所)  
旧本籍 氏名

二、新氏名  
旧氏名

三、生年月日

四、業務種別

五、変更の事由

右の通り変更したので理容師法施行規則第四條の規定により必要書類を添えてお届けする。

鳥取縣知事宛

右 氏 名

様式第四号

理容師業務地変更届

一、新業務地

二、旧業務地

年 月 日 氏 名

三、業務種別

四、免許番号

五、変更の事由

右の通り理容師の業務地を変更したので理容師法施行規則第五條第一項の規定によりお届けする。

鳥取縣知事宛

右 氏 名

様式第五号

理容師免許証再交付申請書

一、本籍

二、住所

年 月 日 氏 名

三、業務種別

四、免許番号

五、免許証を毀損し又は失つた事由及び年月日  
右の通り免許証を毀損(亡失)したので理容師法施行

規則第六條の規定により再交付方申請する。  
年 月 日

鳥取縣知事 宛 右 氏 名 印

様式第六号

理容師免許取消願

本籍 氏 名  
住所 氏 名  
年 月 日生

- 一、免許番号
- 二、業務種別

右の通り理容師の免許証を返納するから理容師法施行規則第七條の規定により免許取消をお願いする。  
年 月 日

鳥取縣知事 宛 右 氏 名 印

様式第七号

実地習練理容所指定申請書

本籍 氏 名  
住所 氏 名  
年 月 日生

- 一、業務種別
- 二、免許番号
- 三、施設の長及び管理人の本籍、住所、氏名、生年月日及び並びに履歴書
- 四、理容所の構造設備及び仕様書
- 五、家族の健康状態

右の通り実地習練の理容所として指定を受けたいので理容師法施行規則第十六條第一項第二号の規定により申請する。  
年 月 日

鳥取縣知事 宛 右 氏 名 印

様式第八号

第 号 指 定 書

施設場所 氏 名  
年 月 日生

指導者 登録番号 縣第 号

右施設は理容師法施行規則第十六條第一項第二号の規定により実地習練理容所として指定する。

鳥取縣知事氏名印

様式第九号

理容習練者届

本籍 氏 名  
住所 氏 名  
年 月 日生

- 一、業務種別

二、習練開始中止及び修了年月日(習練中止につき)

はその理由

右の通り習練者が入所(終了)したので理容師法施行規則第十五條の規定によりお届けする。  
年 月 日

鳥取縣知事 宛 指定施設長 住所 氏 名 印

様式第十号

理容所指定台帳

理容種別	番号	指定年月日	住所	本籍	氏名	年 月 日生
理髪用椅子	第 号	昭和 年 月 日	習練場所	住所	氏名	年 月 日生
パーマネント						
ウエーブ機						
習練生氏名及び生年月日	本籍	住所	氏名	年 月 日生		
個習練生	個習練生	個人	個人	個人	個人	個人
習練生氏名及び生年月日	本籍	住所	氏名	年 月 日生		
備	備	備	備	備	備	備
考	考	考	考	考	考	考

様式第十一号

第 号  
修了証書

住所 氏 名  
 右は 年 月 日より理  
 髪(美容)実地習練所定  
 の科目を修了したること  
 を証する  
 年 月 日  
 施設所在地  
 氏 名 宛

様式第十二号  
理容所開設届

住所 氏 名  
年月 日生

- 一、開設場所
- 二、業務種別
- 三、経営者管理人及び主任技術者の本籍、住所氏名生

様式第十三号  
理容所台帳

年月日 (経営者が法人の場合その名称、事務所の所  
 在地及び代表者の住所氏名)  
 四、理容所設備の概要  
 五、従業員の名生年月日 (免許の有無及び免許の有  
 る場合は免許年月日並免許番号)  
 六、営業開始予定年月日  
 右の通り理容所を開設したいので理容師法施行規則第  
 二十九條の規定によりお届けする。  
 年 月 日  
 鳥取縣知事 宛 右 氏 名 宛

経営者		理容種別	営業所々在地
本籍	住所		
氏名及び 生年月日			

様式第十四号

理容所開設届 出年月日 臨検の成績そ の他	年月 日生	從業員	氏名 備考
本籍及び 住所	從業年月日	免許の有無	氏名 備考
	年月 日生		氏名 備考
	年月 日生		氏名 備考

第 号  
理容所々在地 氏 名  
 理容所開設届出済証  
 年月 日生  
 鳥取縣

様式第十五号

住所 氏 名  
理容師試験受験願

一、受験種別  
 二、履歴書  
 三、養成施設の卒業証書の寫 (普通)  
 四、実地習練所修了証書の寫 (普通)  
 五、名刺型半身寫真 (式葉)  
 (二ヶ月以内に撮影し帽子を冠らないもので裏面に住  
 所氏名及び生年月日並びに撮影年月日を記載のこと)  
 右の通り理容師試験を受けたいので理容師法施行細則  
 第二十七條の規定により関係書類相添出願する  
 年 月 日  
 鳥取縣知事 宛 右 氏 名 宛

様式第十六号

第 号  
縣 氏 年月日生  
昭和 年 月 日 施行  
の理髮(美容)師試験  
に合格すよつてこの証  
を交付する

年 月 日  
鳥取縣知事氏名圖

◇鳥取縣規則第五十五号

溫泉法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年六月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

溫泉法施行細則

第一條 溫泉法施行規則(昭和二十三年八月厚生省令第三十五号以下省令という)第一條の規定による申請者は別記様式第一号とす。

第二條 溫泉法(昭和二十三年七月法律第二百五号以下法という)第三條の規定により溫泉掘さくの許可を受けた者は十日以内に当該地点に別記様式第二号による木札を掲げなければならない。

第三條 省令第二條の規定による申請書は別記様式第三号とする

第四條 省令第三條の規定による届け書は別記様式第四号とし十日以内に提出しなければならない。

第五條 省令第四條の規定による申請書は別記様式第五号とする

第六條 省令第四條の規定により許可を受けた者は同條第一号の事項に変更があつたときは二十日以内に別記様式第六号により知事に届け出なければならない。

第七條 省令第五條の規定による届け出は別記様式第七号とする

第八條 規則第六條の規定に違反した者は千円以下の料を科する

第九條 法、省令及び規則により提出する書類はその所

在地の保健所長を細由しなければならない。

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する  
溫泉地区取締規則(昭和三年鳥取縣令第五十六号)はこれを廢止する

様式第一号

溫泉掘さく許可申請書

一、本 籍

一、住 所

一、職 業

一、氏名及び生年月日

(法人にあつてはその名称事務所、所在地、代表者の本籍住所氏名を記載し定款又は寄附行爲の寫を添付すること。)

一、溫泉利用の目的

一、掘さく地の地目及び地番並びに附近の状況

(周囲二百メートル以内の見取圖を添付すること。)

一、口径 深さその他工事の施行方法

一、着手及び完了の期日

着 手 年 月 日  
完 了 年 月 日

一、法第三條第二項に規定する権利を有することを証する書面(別紙添付)

一、工事費の予算(別紙添付)

右の通り溫泉法施行規則第一條の規定により関係書類を添え申請する

年 月 日

右 氏 名 宛

鳥取縣知事

様式第二号

溫泉掘さく許可済

一、許可番号

一、許可地番及び地目

許可を受けた者の住所氏名  
施行者住所氏名

鳥 取 縣

70cm

様式第三号

温泉増掘(動力装置)許可申請書

一、本籍

一、住所

一、職業

一、氏名及び生年月日

(法人にあつてはその名称事務所、所在地、代表者の本籍住所氏名を記載し定款又は寄附行爲の寫を添付すること。)

一、増掘(動力装置)の目的

一、増掘(動力装置)の場所及び附近の状況

(周囲二百メートル以内の見取図を添付すること)

一、温泉のゆう出量、温度及び成分並びにゆう出路の口径及び深さ

1、ゆう出量(二分時)

リットル

2、温度(攝氏)

度

3、口径

センチメートル

4、深さ

メートル

一、増掘後の口径深さその他増掘工事の施行方法又は動力装置の種類、出力その他動力装置の詳細

1、口径

センチメートル

2、深さ

メートル

3、増掘又は動力装置の工事施行方法

4、動力装置の種類、出力その他

一、着手及び完了の期日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

右の通り温泉法施行規則第二條の規定により関係書類を添えて申請する

年 月 日

右 氏 名 宛

鳥取縣知事

様式第四号

温泉掘さく(増掘、動力装置)工事終了(中止)届

一、本籍

一、住所

一、氏名及び生年月日

(法人にあつてはその名称、事務所、所在地、代表者の本籍、住所氏名を記載のこと)

一、許可年月日及び番号

一、掘さく(増掘、動力、装置)場所の地名地番及び地目

一、工事施行の結果(ゆう出量、温度、口径及び深さ出力等を記載すること)

一、工事終了(中止)年月日

右の通り温泉法施行規則第三條の規定によりお届けいたします

年 月 日

右 氏 名 宛

鳥取縣知事

様式第五号

温泉利用許可申請書

一、本籍

一、住所

一、職業

(法人にあつてはその名称、事務所、所在地、代表者の本籍、住所氏名を記載し定款又は寄附行爲の寫)

一、浴用又は飲用の別

一、温泉のゆう出量

一、浴用又は飲用に供しようとする場所の図面

一、温泉の温度(攝氏) 度

一、温泉の成分及びその分析者名

右の通り温泉法施行規則第四條の規定により関係書類及び所定の手数料を添えて申請する

年 月 日

様式第六号

温泉利用許可事項変更届

一、本籍



- 一、住所
- 一、職業
- 一、氏名及び生年月日
- 本籍、住所氏名は新旧人を記載のこと
- (法人にあつてはその名称、事務所、所在地、代表者の本籍住所氏名を記載し定款又は寄附行為者の寫を添付すること)
- 一、変更の事由

右の通り温泉法施行細則第六條の規定によりお届けします

年 月 日 右 氏 名 宛

鳥取縣知事 宛

様式第七号

温泉の成分、禁忌性の揭示届

- 一、本籍
- 一、住所
- 一、氏名及び生年月日

- (法人にあつてはその名称、事務所、所在地、代表者の本籍住所氏名を記載のこと)
  - 一、浴用又は飲用の別
  - 一、揭示事項
  - (温泉の成分(温泉の分析検査成績書の寫)禁忌症及び入浴又は飲用上についての注意事項を記載すること)
  - 右の通り温泉法施行規則第五條の規定によりお届けいたします
- 年 月 日 右 氏 名 宛

鳥取縣知事 宛

告示

鳥取縣告示第三百十一号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年六月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

建築主の住所氏名 西伯郡境町榮町六〇

配炭公園境支局長 渡辺英吉

建築物の位置 米子市道笑町二丁目四番地

- 一、用途 車置場
- 一、同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟
- 一、同 規模 建築面積 九 七二平方米
- 突出する部分 同
- 許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人を譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けた者も前各号に定めた

る事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第三百十二号

昭和二十四年六月二十日次の通り定置漁業を免許した。

昭和二十四年六月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、免許番号 第六一六号

二、漁業種者 氣高郡末恒村大字三津 參百六拾九番地

麻 木 国 男

三、漁場の位置 氣高郡末恒村地先湖山池

四、漁業の種類及び名称 定置漁業えりやな類漁業石窟

五、漁獲物の種類 ふな

六、漁業時期 周年

七、漁業権存続期間 自昭和二十四年六月二十日 至同 二十九年六月十九日 五箇年

五箇年

八、条件制限 知事が必要ありと認めるときは、既に与えた免許を取消し 又は条件制限を

附けることがある。

鳥取縣告示第三百十三号

助産婦名簿に次の者を登録した

昭和二十四年六月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡山守村大字堀三、二九四番地

現住所 同

昭和二十四年六月八日第一、三九〇号

大正十三年六月三十日生

本籍地 西伯郡高麗村大字莊田六五九番地

現住所 同

昭和二十四年六月八日第一、三九一号

大正四年三月十九日生

本籍地 氣高郡神戸村大字岩坪四八八番地

現住所 鳥取市吉方町三、四六番地ノ五

昭和二十四年六月八日第一、三九二号

谷 口 歌 子

大正十二年一月二十二日生

本籍地 西伯郡法勝寺村大字法勝寺四四八番地

現住所 同三九八番地 細田勇方

昭和二十四年六月八日第一、三九三号

遠 藤 さゑ 子

昭和三年八月三十日生

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡上長田村大字下中谷五六八番地ノ二

現住所 米子市錦町三丁目九三番地

昭和二十四年四月二十八日婚姻により前姓「山野」を「水江」に並びに本籍地、住所変更により同年五月三十日名簿訂正方願い出たので同年六月八日

鳥取縣告示第三百十四号

助産婦名簿登録事項中次のとおり訂正した。

昭和二十四年六月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡上長田村大字下中谷五六八番地ノ二

現住所 西伯郡上長田村大字下中谷五六八番地ノ二

米子市錦町三丁目九三番地

昭和二十四年四月二十八日婚姻により前姓「山野」を「水江」に並びに本籍地、住所変更により同年五月三十日名簿訂正方願い出たので同年六月八日

訂正

永 江 千 鶴 子

大正十三年十一月五日生

前住所 西伯郡和田村三、四六一番地 安次二郎方

現住所 米子市河崎四軒家一七五番地

昭和二十四年五月三十日住所変更により同年同月

同日名簿訂正方願い出たので同年六月八日訂正

森 山 千 鳥

昭和二年三月十五日生

前住所 米子市朝日町五二番地

現住所 米子市朝日町四八番地

昭和二十四年五月六日住所変更により同年同月二

十三日名簿訂正方願い出たので同年六月八日訂正

長 戸 靜 子

明治四十五年一月三十一日生

前本籍地 氣高郡日置谷村大字善田一六九番地ノ一

現本籍地 同青谷町大字青谷三、八六三番地

前住所 同日置谷村大字善田一六九番地ノ一

現住所 同青谷町大字青谷四、〇二五番地

昭和二十四年五月二十三日婚姻により前姓「中尾」を「山本」に並びに本籍地住所変更により同年六月十日名簿訂正方願い出たので同年同月二十日訂正

山 本 美 子

大正十二年十月二十七日生

前本籍地 西伯郡富益村五六四番地

現本籍地 鳥根縣八束郡八束村大字寺津七七番地

昭和二十四年四月六日婚姻により前姓「角」を「渡部」に並びに本籍地変更により同年六月十六日名簿訂正方願い出たので同年同月二十日訂正

渡 部 富 子

大正十一年三月四日生

鳥取縣告示第三百十五号

兒童福祉法第三十五條第二項により兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十四年六月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種別 経営主の施設  
 組織 施設の名称 施設の長氏名 所在地 定員  
 助産 私立 浜本助産所 浜本喜久江 鳥取市 五  
 施設 北本寺町

◇鳥取縣告示第三百十六号

西伯地方事務所管内において次のように鳥獸捕獲許可証  
 亡失の旨届出があつたので同許可証は昭和二十四年四月  
 二十四日以降無効とする。

昭和二十四年六月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

許可証の種類 許可番号 年月日 許可者 許可者の住所職業氏名  
 鳥獸捕獲 第三二二号 昭和二四、鳥取縣 西伯郡縣村大字 河岡六一二 会社員今津二郎

◇鳥取縣告示第三百十七号

家畜傳染病予防法第七條の規定により本年四月馬の流行  
 性腦炎予防注射を施行した馬に対し補強注射(第三回注

射)を施行するから所有者又は管理者は指定の日時及び  
 場所に該馬をひきつけ注射を受けなければならない。  
 昭和二十四年六月二十四日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

予防注射日程

注射施行日	時刻	注射場所	注射区域
七月四日	午前 九—一二時	上小鴨小学校	小鴨村、上小鴨村、南谷村、北谷村一円
同日	同	赤碕家畜市場	赤碕町、安田村、成美村、上中山村、下中山村一円
同日	同	浦安同	上郷村、下郷村、浦安町、古布庄村、八橋町一円
同日	同	灘手協同組合	灘手村、榮村一円
同日	同	倉吉家畜市場	倉吉町、社村、高城村、下北條村一円
七月五日	同	鳥取家畜市場	鳥取市一円

同 八日	同 九日	七月十日	同 十一日	同 十二日	同 十三日	同 十四日
津の井村役場前 津の井村、米里村一円	宇倍野村町屋 宇倍野村一円	幡郷村種付場 幡郷村、大高村、大幡村、五千石村、和村、春日村、大山村、赤松一円	米子家畜市場 米子市一円	淀江同 淀江町、所子村、高麗村一円	大山村役場前 大山村一円	光徳村検診場 逢坂村、光徳村、庄内村、名和村、御來屋町一円
同十五日 九—十二 手間村役場前 手間村、法勝寺村、天津村一円	氣高郡地区 七月十一日 同 古海家畜市場 大正村、湖山村一円	八頭郡地区 七月十二日 同 船岡家畜市場 賀茂村、中私都村、大伊村、国中村一円	◇鳥取縣告示第三百十八号 鳥取縣家畜商登録條例第四條の規定により次の者に対し 昭和二十四年六月三日附で家畜商登録証明書を交付した。 昭和二十四年六月二十四日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治			

登録番号	住 所	氏 名	生 年 月 日	主な取扱家畜
一	鳥取本 鳥取縣開拓生産農業協同組合連合会長	河原條元藏	明治二九、四、二四	牛、馬
二	岩美 米里 古郡家	毛利 正治	同 四〇、一一、二一	同
三	同 同 越路	植垣 源藏	同 三、一〇、一四	牛

四	同	同	古郡家	二二九ノ二	雨川万太郎	同	一五、四、一八	同
五	同	蒲生	馬場	九二	田村 義治	同	三〇、一二、一八	同
六	同	宇倍野	高岡	三三六	川上 清則	同	四三、二、二四	同
七	同	面影	大杓	一九五ノ一	石上 辰藏	同	二九、七、二〇	牛馬
八	同	小田	高住	四一	田中文三郎	同	三六、三、一六	牛
九	同	宇倍野	山根	一二四	太田 米藏	同	六、九、六	同
一〇	日野	江尾	江尾	二〇四一	手島 甚平	同	二一、九、二二	同
一一	同	日野	小原	二五〇	足羽 岩勇	同	三八、六、二九	同
一二	同	同	同	三八一	足羽 定藏	同	二六、六、二三	同
一三	同	江尾	江尾	一九二五	岡田利三郎	同	三三、二、二三	馬
一四	同	大宮	折渡	一七一	西村 廣治	同	三〇、六、二二	牛
一五	同	福榮	神福	一四〇一	山崎 徳義	同	三〇、一〇、三〇	牛馬
一六	同	石見	下石見	八三八	相見松太郎	同	三八、三、二〇	牛
一七	同	溝口	大倉	一〇一〇	住田 繁三郎	同	三〇、六、一	同
一八	同	石見	下石見	六七七	前田 義廣	同	三七、一〇、二	牛馬
一九	同	多里	上秋山	四八六ノ四〇	黒田 森藏	同	三一、一〇、一一	牛
二〇	同	日野	下榎	二四八	中原佐一郎	同	四四、三、二	牛馬
二一	同	大宮	折渡	二二一	戸崎清太郎	同	一一、二、六	牛

二二	同	多里	新屋	四六九	植原 忠治	同	三七、六、三〇	牛馬
二三	同	二部	福吉	一五八	谷 常三郎	同	三五、六、一	牛
二四	同	米沢	美用	四八七	川上 菊治	同	三〇、四、三	同
二五	同	山上	笠木	二五七九	青戸 重平	同	三四、三、一六	牛馬
二六	同	二部	畑地	一七一九	住田 繁壽	同	三一、二、二五	牛
二七	同	山上	福方來	一八二九	坪倉傳四郎	同	二一、二、二	同
二八	同	米沢	宮市	三七七	森 房美	同	三三、一、二〇	同
二九	同	二部	畑地	二〇〇九	吉川 龍治	同	三三、一、三	同
三〇	同	山上	茶屋	六三六	青戸 譽治	同	三六、二、一六	牛馬
三一	同	日野上	矢戸	一一四	田辺 尙之	同	二二、七、一〇	牛
三二	同	同	三榮	一一五一	田辺 豊市	同	二八、一〇、一	同
三三	同	同	同	一一〇六	三森 光治	同	二九、三、二三	牛馬
三四	同	同	丸山	一一〇三	桑原 寛一	同	三〇、一一、二〇	牛
三五	同	同	三榮	一一四八	三森 茂市	同	二二、一一、八四	同
三六	同	同	生山	一六三ノ二	坪倉 政治	同	二六、九、二〇	同
三七	同	同	矢戸	一一九三	沢田 政市	同	三五、八、一三	牛馬
三八	同	同	同	四三五	曆利道太郎	同	三八、二、三〇	牛馬
三九	同	板井原	板井原	三四六	山形 廣一	同	三一、四、一六	牛

四〇	同	大宮	菅沢	七九七ノ一	宮本	菊治	同	四〇	九、二七	同
四一	同	神奈川	俣野	二六四一	下原	熊重	同	三六	三、七六	同
四二	同	同	武庫	三九六	田枝	定吉	同	二一	二、八	同
四三	八頭	丹比	北山	三八二	山本	太郎	同	四三	八、一五	同
四四	同	同	富枝	五〇	新田	菊太郎	同	一五	一、二一	同
四五	同	社	古用瀬	四二〇	川元	健太郎	同	二五	六、二	牛馬
四六	同	用瀬	用瀬	二九八	福本	石藏	同	二二	六、二一	牛
四七	同	國英	山手	一三一	西尾	益治	同	二三	一、二	牛豚緋羊
四八	同	丹比	徳丸	一六三三	尾崎	幹夫	同	二五	七、一五	牛
四九	同	池田	中原	三八八	永原	辨太郎	同	一九	一〇、二	同
五〇	同	若櫻	大炊	一〇〇ノ三	山根	輝一	同	三三	一〇、二〇	同
五一	同	中私都	篠波	一三三	土橋	時藏	同	三二	九、二四	牛緋羊
五二	同	用瀬	用瀬	一六一	小松	善一	同	二九	八、三〇	牛
五三	同	八東	東	二九四	榎田	一正	同	三二	九、二九	同
五四	同	大御門	殿	四九七	石波	藤藏	同	二九	一、一	同
五五	同	若櫻	若櫻	四	津村	繁治	同	三五	一、九	同
五六	同	社	金屋	八八	加賀田	光雄	同	二一	三、六	同
五七	同	大伊	殿	四一七	山本	松太郎	同	二六	八、一	同

鳥取縣公報 第二千二十二號 昭和二十四年六月二十四日 (第三種郵便物認可) 二四

五八	同	丹比	日田	七八五	小林	清吉	同	三四	一、二八	同
五九	同	國中	万代寺	二二	吉本	新松	同	二九	一、二八	同
六〇	同	散岐	佐貫	一一二ノ三	山口	益造	同	四二	六、二九	同
六一	同	船岡	船岡	三二四	岸本	重造	同	四一	一〇、九	牛緋羊
六二	同	大	鷹狩	七一	山崎	雄三	同	二八	一、一四	牛
六三	同	丹比	南	三五一	瀬戸	根勇	同	三六	九、九	同
六四	同	八東	岩淵	五五	高橋	寛治	同	二七	一〇、五	同
六五	同	隼	福井	二二四	上田	長藏	同	二二	七、三〇	牛豚馬
六六	同	丹比	南	三五一	八田	榮治郎	同	四三	一、三六	牛
六七	同	西郷	中井	四八	田中	米藏	同	四	三、六	同
六八	同	用瀬	用瀬	七三一	出射	力治	同	三〇	九、一六	同
六九	同	船岡	下濃	一五七	小河	善一	同	三七	二、二六	同
七〇	同	智頭	中田	二七八	佐々木	修藏	同	一八	一、二〇	同
七一	同	同	智頭	一四六三	谷口	与七	同	三一	七、六	同
七二	同	同	本字塚	三六二ノ二	草刈	幸藏	同	四四	七、一八	同
七三	同	若櫻	高野	三九八	子男	五郎	同	一一	八、八	同
七四	同	同	若櫻	二二	佐々木	莊藏	同	二二	七、一	同
七五	同	智頭	智頭	一五三九ノ一	山村	愛治	同	三四	二、二四	同

鳥取縣公報 第二千二十二號 昭和二十四年六月二十四日 (第三種郵便物認可) 二五

七六	同	同	三吉	一五二ノ一	前川 義晃	同	三七	九、一六	同
七七	同	船岡	船岡	一三三ノ一	毛利 保幸	同	三五	二、六	同
七八	同	若櫻	若櫻	五四八	田村 新造	同	一九	三、二	同
七九	日野	根雨	根雨	三七七ノ一	田中 英敏	同	二七	三、二四	牛馬豚細羊山羊
八〇	西伯	成策	古市	一四七	関 喜久	同	四二	七、一	牛
八一	同	所子	中高	四二五ノ四	浅田勝太郎	同	三七	六、二〇	馬
八二	同	余子	竹内	六八八ノ一	山本 憲	同	三二	二、二四	牛
八三	米子	富士見		二ノ二九	田村 繁夫	大正	九	九、一七	同
八四	同	同		二ノ三二	田村 俊雄	明治	四〇	一〇、九	同
八五	同	同		二ノ二九	田村 祐吉	昭和	四	一、四	豚
八六	西伯	所子	中高	三七七	浅田 正幸	明治	四〇	二、二	馬
八七	米子	道笑		三ノ二七	飛田 秋治	大正	九	一、二〇	同
八八	西伯	庄内	押平	四九	西山竹次郎	同	五	一、二二	牛馬
八九	同	同	同	九二	権田 爲一	明治	三八	二、一	同
九〇	同	同	同	二二七ノ一	益田 誠治	同	二四	一、一	牛豚
九一	米子	岩倉		八二	奥田 豊松	同	二八	一、二、八	豚
九二	西伯	余子	竹内	九	三井 康一	同	三〇	五、七	同
九三	米子	富士見		一五二一	沢田 仙市	同	四〇	一、一五	牛

九四	同	兩三柳		四六四	田松 治郎	大正	四	七、九	同
九五	同	茶		三	西川 博美	明治	四五	三、六	同
九六	西伯	法勝寺	馬場	一七六	青砥 鶴松	同	三三	二、二〇	同
九七	同	春日	水浜	二三ノ一	船越 集	同	三五	八、六	同
九八	同	和田		三〇五二	大前 喜治	同	二八	一〇、二七	豚
九九	福井縣武生幸			六三	藤原 正一	同	三九	八、二九	牛
一〇〇	西伯	庄内	押平	九二	権田 正雄	同	四三	四、二四	同
一〇一	同	同		九二	権田 健太郎	同	三三	一、八	同
一〇二	同	同	高田	四ノ二	前田 操	大正	二	二、五	同
一〇三	同	同	押平	五五	西山 常義	明治	四四	二、二八	同
一〇四	同	同		三七	松田 龍	同	三三	二、二〇	同
一〇五	同	同		五	前田 廣	同	四	一〇、二二	同
一〇六	同	同		一〇五	西山 孫一	同	三八	一、二、九	同
一〇七	同	同		六七	権田 兼丸	同	四一	七、二	同
一〇八	同	同		四一	山本 信一	同	三〇	一、二二	同
一〇九	同	同		一七	山田 力藏	大正	二	五、二八	同
一一〇	同	同	高田	二六	山田 勇	明治	四二	八、一	同
一一一	同	所子	野田	二五九ノ二	瀬尾敬四郎	同	二〇	三、三一	同

一三二	同	同	中高	三七二	池本清太郎	同	一四、一、二五	同
一三三	同	手間	天万	一五二六	潮胤	同	三六、五、二二	同
一三四	米子	富士見		二ノ六六	彌島秀夫	大正	四、三、二五	同
一三五	西伯	大高	尾高	一六八六	川本映一	明治	三八、一、二五	同
一三六	同	大幡	遠藤	七〇二	加川潔	同	三三、一、二六	同
一三七	同	大山	佐摩	三四一	山根多一	同	三七、二、二六	同
一三八	同	賀野	朝金	五〇九	赤井武夫	大正	五、一、一一	同
一九九	同	巖	蚊屋	九九ノ五	河野貞三郎	明治	三九、二、二八	同
二〇〇	同	中浜	小篠津	七八三	宮本茂	同	四〇、四、二一	同
二〇一	同	宇田川	中西尾	二二五	森田勝夫	同	四二、九、二二	同
二〇二	同	大幡	押口	九三	片山壯一	同	二三、二、二四	同
二〇三	同	淀江	淀江	八七九	前田新重	同	三一、一〇、二六	同
二〇四	同	幡郷	大殿	一一一九	長谷川知賢	同	三七、二、二九	同
二〇五	同	富益		一四八〇	佐々木蕃	同	三〇、一、二二	同
二〇六	同	所子	末長	二八ノ一	荒松亮	大正	四、七、二五	同
二〇七	同	縣	福万	一九〇ノ一	森本松吉	明治	四三、二、二二	同
二〇八	同	高麗	稻光	一〇	田中義太	同	四二、二、二二	同
二〇九	同	光徳	東坪	八九一	福富善重	同	三九、二、二二	同

島根縣公報 第二千二十二號 昭和二十四年六月二十四日 (第三種郵便物認可) 二八

一三〇	同	淀江	淀江	八五〇	前田七太郎	同	三五、八、二〇	同
一三一	同	所子	中高	三九六	岡田貞美	同	四一、七、一	同
一三二	同	大高	尾高	一六八六	木鋪一夫	同	四一、五、三	同
一三三	同	大幡	原	四一九	竹本勝二郎	同	二六、	同
一三四	同	賀野	市山	二四九	岡田忠吉	同	三七、一〇、二八	同
一三五	同	大篠津		九九〇	大谷嘉延	同	二三、一、五	同
一三六	同	余子	竹内	三二七	佐古豊榮	同	二二、三、三三	同
一三七	同	和田		二八一	藤山恒信	同	二七、一〇、一三	同
一三八	同	渡	渡	二六四九ノ八	門脇松重	同	一一、二二、二九	同
一三九	同	彦名		五三二九	藤本孝之	同	四五、五、二八	同
一四〇	同	上長田	下中谷	四〇六	村口義友	同	四三、二、二三	同
一四一	同	余子	高松	三九一	阿部捨藏	同	二二、二二、二四	同
一四二	同	春日	古豊	一八五四	中本委一	同	二八、一、二六	同
一四三	同	同	一部	二九一	卜部忠衛	同	四二、二、八	同
一四四	同	成実	石井	三三二	齊木光昌	同	三二、一、二三	同
一四五	同	春日	成実村農業協同組合長	二二ノ三	石映秀治	同	一九、一二、二五	同
一四六	大阪府泉南長滝			三三四七ノ二	滝元源平	大正	一四、一二、二七	同
一四七	米子立			四ノ一六三	兒山榮治郎	明治	三六、一一、一七	同

島根縣公報 第二千二十二號 昭和二十四年六月二十四日 (第三種郵便物認可) 二九

一四八	同	東伯	倉吉	瀬崎	二七三八ノ三四	谷口	敏夫	同	三五、八、五	牛馬
一四九	同	同	同	廣瀬	一七三六	山根	春義	同	大正二、三、二	牛
一五〇	同	同	東	豐田	四二五	源吉	明治二、六、二七	牛豚		
一五一	同	北谷	福本	上野	一八八	篤美	同	三八、八、二三	牛	
一五二	同	同	森	森本	二三八	虎雄	同	二七、六、一	同	
一五三	同	倉吉	東	豊田	四二五	勲	大正一三、五、二四	牛豚		
一五四	同	同	丹谷	山根	八	榮一	明治三六、五、一六	牛		
一五五	同	同	堺	内海	二ノ九三四	文藏	同	四、一、一六	同	
一五六	同	同	明治	正司	一ノ三ノ八	吉助	同	二四、一、一	同	
一五七	同	西郷	栗尾	荒滝	一七一	義信	同	三七、三、二三	同	
一五八	同	倉吉	巖城	山口	七七三	初藏	同	二一、一、一八	同	
一五九	同	同	東	松原	四四一	靜男	同	三七、一、一六	同	
一六〇	同	成美	同	森	三二九	金五郎	同	三一、七、五	馬	
一六一	同	八橋	八橋	津山	一七一四	実雄	同	三八、二、五	牛	
一六二	同	橋津	橋津	德島	四五八	勝治	同	二八、七、二八	豚	
一六三	同	小鴨	小鴨	竹内	二二六ノ三	喜久藏	同	四三、四、一六	牛	
一六四	同	下中山	田中	山西	一一三ノ一	勇藏	同	四、一、三〇	馬	
一六五	同	同	柴田	田川	三三〇	太藏	同	二九、八、二二	牛	

鳥取縣公報 第二千二十二號 昭和二十四年六月二十四日 (第三種郵便物認可) 三〇

一六六	同	下北條	田井	竹本	松吉	同	三五、二、六	同		
一六七	同	成美	中村	小谷	彦四郎	同	二二、五、二五	同		
一六八	同	八橋	八橋	徳本	清一	同	一八、八、二	豚		
一六九	同	上小鴨	鴨河内	澁谷	信好	同	四二、一〇、四	牛		
一七〇	同	八橋	徳方	東元	賢三	同	三三、二二、二二	馬		
一七一	同	上小鴨	上古川	海地	房義	同	三四、四、一一	牛		
一七二	同	同	同	安藤	節男	同	大正一五、二、三	同		
一七三	同	同	同	安戸	照美	同	明治三九、一一、二九	同		
一七四	同	同	鴨河内	長谷川	義春	同	大正五、五、六	同		
一七五	同	同	上古川	前田	尊義	同	同	三四、七、一五	馬	
一七六	同	北谷	大河内	山本	秀藏	同	同	一六、一、一五	牛	
一七七	同	同	中野	佐々木	瀧藏	同	同	二三、六、一四	同	
一七八	同	成美	勝田	生田	鉄藏	同	同	二二、一一、一五	同	
一七九	同	同	同	楽本	幡次郎	同	同	四一、九、一〇	同	
一八〇	同	泊	原	米田	末男	同	同	三九、一二、二五	同	
一八一	同	榮	東高尾	村岡	需	同	同	大正二、二、二八	同	
一八二	同	同	上種	渡辺	虎吉	同	同	明治三五、五、二	同	
一八三	同	大誠	原	川本	信義	同	同	二五、二、九	牛馬	

鳥取縣公報 第二千二十二號 昭和二十四年六月二十四日 (第三種郵便物認可) 三一



一八四	同	三朝	砂原	一五三	岸田	譽藏	同	三四、一一、二一	牛
一八五	同	下郷	光好	六二六	三浦	正壽	同	三九、一〇、一七	同
一八六	同	同	美好	一六五	畑本	民藏	同	二九、四、一九	同
一八七	同	三德	片柴	八二五	森次	邦藏	同	一〇、一二、一	同
一八八	同	上中山	樋口	一三四	国谷	繁太郎	同	三二、五、一七	同
一八九	同	同	羽田井	一八四	尾古	時雄	同	三九、一〇、六	同
一九〇	四	西郷	山根	三三一ノ三	田中	竹藏	同	一八、一一、一九	同
一九一	同	舍人	方地	五四七	平岡	壽千代	同	四二、九、九	同
一九二	同	南谷	大鳥居	九三〇ノ一	野田	薫男	同	四一、一〇、七	同
一九三	同	上北條	古河沢	二七五	西谷	秀男	同	三九、三、一六	同
一九四	同	高城	下福田	四四七	杉本	春吉	同	二五、二、二〇	同
一九五	同	同	上米積	八二七ノ五	谷本	治三郎	同	四三、二、二五	同
一九六	同	同	同	五三二	中江	文六	同	一六、二、二〇	牛
一九七	同	北谷	森	一四四ノ一	杉本	実	同	大正五、一、一五	同
一九八	同	浦安	金市	二二四ノ二	尾古	藤一	同	明治三三、四、一七	同
一九九	同	同	下伊勢	四一一	谷田	克巳	同	大正一三、二、二五	同
二〇〇	同	同	同	五七〇	谷田	又藏	同	明治三五、一〇、三〇	同
二〇一	同	泊	泊	五五ノ九	浜岡	治義	同	四三、三、一一	豚 綿羊

二〇二	同	浦安	下伊勢	五〇五	谷田	信藏	同	四四、二、二三	馬
二〇三	同	同	上伊勢	九五	船越	民藏	同	一四、九、一八	牛
二〇四	同	舍人	方地	一〇一五	伊藤	義貞	同	四三、一、二三	同
二〇五	同	上小鴨	福山	二六三	菅原	敏雄	同	三八、四、二一	同
二〇六	同	上北條	大塚	一二四	吉田	金次郎	同	三一、一、三	同
二〇七	同	淺津	上淺津	三三六	南	馨	同	四〇、二、一三	同
二〇八	同	上郷	福永	五四	今村	政市	同	一九、二、二五	牛馬
二〇九	同	山守	明高	一四四七ノ二	吉原	宗正	同	二五、二、六	同
二一〇	同	同	今西	一〇一一	山崎	俊明	同	大正五、八、一	牛
二一一	同	由良	妻波	一一三二	米田	千太郎	同	明治二八、四、八	同
二一二	同	旭	本泉	一七二	野廣	誠一	同	大正八、二、六	牛馬
二二三	同	同	曹源寺	一三六ノ二	川北	庄一	同	明治二七、九、二七	牛
二二四	同	同	本泉	二九五ノ一	田栗	信義	同	四二、四、二八	牛馬
二二五	同	上井	上井	三三三ノ九	林	光雄	同	三二、九、一七	牛
二二六	同	小鹿	西小鹿	一一五六	赤坂	浩	同	三九、三、一八	同
二二七	同	同	同	三六七	吉田	忠藏	同	四三、八、三〇	同
二二八	同	同	東小鹿	六二五	長江	公夫	同	三七、四、一〇	同
二二九	同	高城	般若	二四八	高間	佐吉	同	二九、八、一五	同

二二〇	同	古布庄	別宮	四二八ノ一	籾本爲治郎	同	二七	六	二三	同
二二一	同	上北條	古川沢	二六九	西谷弥之吉	同	二七	一〇	二四	同
二二二	同	長瀬	田後	六九二	入江爲太郎	同	一四	五	二六	同
二二三	同	灘手	谷	二九六	吉本源市	同	二一	二	二	同
二二四	同	東郷	国信	一三七	山根芳藏	同	二三	三	一	同
二二五	同	同	別所	一一一	金涌忠義	同	三四	一	二五	同
二二六	同	氣高	日置谷	八三	北島巖	同	四一	一〇	一六	同
二二七	同	鹿野	鹿野	一〇〇〇	村中滝造	同	二二	二	三	同
二二八	同	青谷	青谷	三九九八ノ一	淺倉金春	同	二七	二	一	同
二二九	同	鹿野	鹿野	六四〇	田中善次	同	一一	二	一〇	同
二三〇	同	同	廣木	七二	南條一雄	同	六	三	二八	同
二三一	同	東郷	高路	一三四ノ二	谷口重雄	同	三三	四	二八	同
二三二	同	大和	横枕	三三九	坂本吉次郎	同	三二	七	一六	同
二三三	同	兵庫縣武庫良元小林		一五	多和田眞源	同	二	一〇	一九	同
二三四	同	氣高	小鷲河	四二八	岡田潔	同	八	三	一三	同
二三五	同	同	同	七三六	岡田定藏	同	二八	一	一二	同
二三六	同	浜村	浜村	一〇ノ九	下田富藏	同	三三	七	二六	同
二三七	同	同	同	一〇ノ九	下田馨	同	二一	二	二五	同

二三八	同	美穂	上味野	三五二	寺本松治	明治三二	四	一五	同	
二三九	同	鹿野	鹿野	一〇三二	稻垣藤重郎	同	一七	二	一五	同
二四〇	同	湖山		一四四四	星見源藏	同	三七	六	一三	同
二四一	同	神戸	上砂見	一三五	若狭鉄治	同	四一	四	一四	同
二四二	同	末恒	内海中	四四六	上野虎藏	同	二七	八	一	同
二四三	同	美穂	下味野	一五五	上田壽藏	同	二一	四	三	同
二四四	同	日置谷	藏内	一一六	大森亀太郎	同	三八	二	二	同
二四五	同	浜村	勝見	六八四ノ四	藤井信美	同	一八	一	八	同
二四六	同	大郷	鳥取縣緬羊農業協同組合長	三三九	小谷豊次	同	三四	五	一一	同
二四七	同	東郷	中	三二八	橋崎善太郎	同	三一	五	二	同
二四八	同	同	本高	八八	山下政市	同	四四	一〇	一八	同
二四九	同	西伯	逢坂	五〇	豊島元治	同	三七	六	一六	同
二五〇	同	大和	中市	六三九	田原作治	同	二一	八	六	同
二五一	同	鳥取	行徳	九八	藤野増次郎	同	二二	三	三一	同
二五二	同	西品治		五八四	森本晋松	同	三三	三	一八	同
二五三	同	田島		五四七	内田長松	同	一三	一	二三	同
二五四	同	豆腐		四七	中井富雄	同	一〇	九	一	同
二五五	同	今		一ノ一七	太田清治	同	一九	二	一	同

二五六	岩美	福部	左近	四〇〇	山崎	重隆	同	三三、一〇、二一	同
二五七	同	倉田	國安	九〇四ノ八	横山	増治	同	二三、八、一五、同	同
二五八	同	同	同	七五〇ノ一	福本	鹿藏	同	四一、一、一五、同	同
二五九	同	同	同	四八三	西村	定治	大正	七、六、三	牛豚
二六〇	同	同	同	四六九	奥田	岩太郎	明治	二、二、一九	牛
二六一	日野	石見	神戸上	九八〇	宇田	千代重	同	三五、一〇、三二	同
二六二	八頭	若櫻	若櫻	一一二七ノ一 一一二八ノ二	丹松	正藏	同	三三、三、一	牛馬
二六三	同	船岡	坂田	三六一ノ一	有沢	善四郎	同	三七、二、二〇	牛
二六四	鳥取	東品治	二六ノ三	小谷	久雄	同	三五、六、一〇	牛馬豚緬羊山羊	
二六五	兵庫縣	養父	養父市場	五一四	小谷	常一	大正	一、八、一四	牛
二六六	同	同	藪崎	二六九	田中	与八郎	明治	二九、一二、五	同
二六七	鳥取	西品治		五九四	奥田	順勝	同	三九、一二、五	同
二六八	岩美	本庄	恩志	一八八	田村	壽雄	同	四一、一、二	同
二六九	同	倉田	國安	九一二	永井	義忠	同	三一、九、一	同
二七〇	同	面影	今在家	二三九	内田	熊太郎	同	一八、四、一	同
二七一	同	同	大代	一九五	石上	勘治	同	四二、九、二六	同
二七二	鳥取	立川	五丁目	一〇二ノ一〇	谷川	政五郎	同	三三、六、九	牛馬豚

二七三	岩美	津ノ井	余戸	二六四	城上	梅治	同	二二、七、五	牛
二七四	西伯	庄内	押平	六二ノ二	権田	勝太郎	同	三九、一、三	牛馬
二七五	東伯	上小鴨	石塚	一〇八ノ一	川上	豊	同	二五、二、七	牛
二七六	同	南谷	安歩	八四二	山崎	竹次郎	同	二一、一、一二	同
二七七	同	同	松河原	一七二	石川	辰藏	同	三二、一、五	同
二七八	同	東郷	田畑	一六六	飛村	常藏	同	二六、九、一	同
二七九	同	高城	上福田	四八二	藤原	善夫	同	三五、四、二三	同
二八〇	同	旭	本泉	一三九	平井	米藏	同	一五、二、五	同
二八一	同	倉吉	東	四四三ノ二	生田	才藏	同	三二、七、一一	牛馬豚緬羊山羊
二八二	同	高城	上米積	六一一	杉根	兵藏	同	二六、二、一〇	牛
二八三	八頭	国英	片山	一六一	谷	虎治	同	一九、三、二〇	同
二八四	氣高	逢坂	飯里	一四七	桂	条藏	同	三三、一二、二四	牛馬
二八五	同	同	殿	三五〇	山田	松次郎	同	二七、九、七	牛
二八六	東伯	倉吉	東伯郡種牛農業協同組合長	四四三ノ二	杉本	千次郎	同	二四、七、二三	同
二八七	同	高城	下福田	三五七	平井	辨藏	同	二三、七、一七	馬
二八八	兵庫縣	神崎	田原	一三二ノ一 一三二ノ二	秋山	徳松	同	二七、一、三	牛

二八九	西伯 縣	石州府	縣村石州府農業協同組合長	野坂 一	同 三六、四、一九	牛馬豚
二九〇	米子 勝田	三〇	西伯郡米子市畜産農業共同組合連合会長	大山初太郎	同 二五、六、二八	牛馬豚 細羊 山羊
二九一	西伯 巖	蚊屋 二八四ノ五	巖村農業協同組合長	大山初太郎	同 二五、六、二八	牛馬
二九二	同 縣	福方 三七四	縣村農業協同組合長	船木 米治	同 二三、九、九	同
二九三	同 宇田川	中西尾 二二〇ノ二	宇田川村農業協同組合長	森田 雅義	同 三一、九、一三	牛馬豚 細羊 山羊
二九四	同 賀野	市山 三七二ノ一	賀野村農業協同組合長	雜賀 英雄	同 三八、九、二七	同
二九五	日野 日光	大滝 一六七	日光村農業協同組合長	遠藤 覺重	同 二九、一一、五	牛
二九六	西伯 庄内	押平 一〇六ノ二	西山村農業協同組合長	西山 友市	同 四二、五、二二	豚

◇鳥取縣告示第三百十九号

鳥取縣水産製品検査吏員の身分証明書書を昭和二十四年六月一日交付し担当地域を次のように定める。

昭和二十四年六月二十四日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

身分証明書番号	担当地域	職名	氏名
三 縣下一円	鳥取縣技術吏員	佐竹嘉泰	
四 鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡	同	笠田保一	
六 米子市、西伯郡、日野郡、東伯郡	同	大谷義信	

◇鳥取縣告示第三百二十一号

昭和二十四年四月鳥取縣告示第二百十三号「兒童福祉法第二十三條、第二十四條及び第二十七條第一項第三号の規定による措置等のため支出する費用のうち昭和二十四年度第一、四半期各施設別、事務費の月額限度」につき次の施設を追加する。

昭和二十四年六月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

施設種別	施設名	所在地	金額
保育所	米子保育所	米子市	二三、四〇九円
同	御來屋保育園	西伯郡御來屋町二一	七八一円
同	聖園マリア園	米子市	四八、三七五円
同	養護施設 光徳天心学園	西伯郡光徳村	三、八一三円

◇鳥取縣告示第三百二十二号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年六月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 鳥取市藪片原町六三ノ三 松尾 龜 三
- 一、建築物の位置 鳥取市藪片原町六三ノ四番地先
- 一、同 用途 住宅
- 一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟
- 一、同 規模 建築面積 二八、九平方米 突出する部分 同
- 一、許可條件

- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。
- 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に

届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第三百二十三号

昭和二十三年七月法律第百三十七号興行場法第五條、昭和二十三年七月法律第百三十八号旅館業法第七條、昭和二十三年七月法律第百三十九号公衆浴場法第六條、昭和二十三年十二月法律第百三十四号理容師法第十三條の規定による環境衛生監視員の身分を示す証票を次の者に交付した。

昭和二十四年六月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

職名	氏名	番号	交付年月日
鳥取縣技術吏員	安場一彦	38	昭和二十四年二月一日
環境衛生監視員	澁谷泰彦	39	同 六月十八日

同 野村 浩 40 同

◇鳥取縣告示第三百二十四号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年六月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字田内一三三
- 一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字田内一三三
- 一、同 用途 店舗併用住宅
- 一、同 構造 木造 檜葺 二階建 一棟
- 一、同 規模 建築面積 二七、一五平方米 突出する部分 二三、七〇平方米
- 一、許可条件
- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内

に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

教育委員会告示

◇鳥取縣教育委員会告示第三十一号

教育公務員任用審査を次のように実施する。

昭和二十四年六月二十四日

鳥取縣教育委員会

一、期日及び場所

昭和二十四年七月八日(金)午前九時—午後五時

鳥取縣庁内鳥取縣教育委員会事務局教務課

昭和二十四年七月九日(土)午前九時—午後五時

西伯地方事務所内鳥取縣教育委員会西伯支所

提出書類

- 一、志願書
- 二、履歷書
- 三、最終学校最終学年成績証明書
- 三、申込期日及び場所
- 一、任用審査の前日午前中
- 二、任用審査実施の場所

鳥取縣庁内鳥取縣教育委員会事務局教務課

西伯地方事務所内鳥取縣教育委員会西伯支所

四、当日携行品

- 1、筆記用具 金毫百円
- 2、身体検査に要する手数料
- 3、弁当
- 4、教員免許状
- 五、任用審査の対象

今回の任用審査では特に左記のものを対象として行う。

現在教諭、仮免許状有資格者であつて助教諭として

勤務しているもの

b 教諭有資格者(高等学校にあつては助教諭有資格者を含む)のうち特任次のもの

高校……社会(人文地理)商業、女子体操、農業

中学校……社会、外国語、体育、音楽、図画、工作

小学校……音楽、図画、工作

備考

詳細については鳥取縣庁内鳥取縣教育委員会事務局教務課へ照会された。

志願書は鳥取縣庁内鳥取縣教育委員会教務課及び西伯地方事務所内鳥取縣教育委員会西伯支所で印刷の様式とす。

昭和二十四年六月二十四日  
鳥取縣教育委員会

◇鳥取縣教育委員会告示第三十二号

東伯郡中北條村、下北條村学校組合立北條中学校の管理

者む昭和二十四年六月一日より次のように変更した。

鳥取縣教育委員会

昭和二十四年六月二十四日  
昭和二十四年六月二十四日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月廿九日)  
第三種郵便物認可

発行所 鳥取縣鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町一丁目

記

新管理者

旧管理者

中北條村長

下北條村長

縣會告示

◇鳥取縣會告示第四号

昭和二十四年六月二十一日鳥取市に招集の臨時縣會はその会期を六月二十六日から三十日まで五日間延長する。

昭和二十四年六月二十四日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄